

第Ⅷ編

改訂及び抹消

第72条 以下の項目を改訂又は抹消する。

a) 森林法及び自然環境地域法

森林法及び自然環境地域法 109 条の末尾に次の項目を加える。

“海洋保護—

自然保護地域内国有資源の内に、海洋保護部門がある。海洋保護は、水域、海洋資源、海底資源等、地理的な様々な可能性を持った資源の長期にわたる保全及び維持管理を実行する為の事業の目的とされており、未開発の自然の構造がそのままの海洋地域を対象としている。同時に、社会の利益に貢献する天然製品、資源の活用を有効に調和させる事業も視野に入れている。

管轄権の所有と有効利用を実施する為に、海洋保護政策の課題として、占有権を持つ国当局の同意を予め取り付けておくことが必要である。海洋地域の運営は共同作業になる。参画の割合は実施計画に従って決められる。”

81 条の条文 “...国有又は民有の森林...” の後に次の文を入れる。 “...又は破壊、変形、付加、捕獲、採取、移動を行い、あるいは自然保護地域内の海、陸の生物を商品化して利用し...”

81 条の条文 “...刑法 65...” の後に次の文を追加する。 “ガラパゴス島の保全と理想的な開発のための特別法の...”

第67 INGALA 法

1980 年 2 月 21 日の登録 131 号に発布の、1980 年 2 月 7 日の政令を抹消。国立ガラパゴス協会-INGALA-

第68 漁業開発法

漁業開発法 12 条、n)項に続いて次の文を追加する。

国立漁業開発協議会は、この条項にうたっている権限を行使する。但し、ガラパゴス島の特別法が、ガラパゴス海洋保護政策の実施当局に対して指定したものは除く。

第69 以下の政令を抹消する。

1991 年 9 月 13 日の登録 769 号に発布の政令 2707

1994 年 5 月 9 日の登録 436 号に発布の政令 1731

1995 年 9 月 7 日の登録 776 号の補足に発布の政令 3035

1997 年 4 月 30 日の登録 55 号の補足第 2 に発布の政令 245

1997 年 5 月 23 日の登録 71 号に発布の政令 304

第70 1995 年 9 月 7 日の登録 776 号の補足に発布の決議 DNP-CYR-REM-905-531 を抹消

第71 1992 年 5 月 4 日の登録 927 号に発布のガラパゴス住宅状況改善法 151 を抹消

第72 1980 年 12 月 29 日の登録 346 号に発布の政令 812 の 8、9 条を抹消

第73 1988 年 12 月 29 日の登録 97 号に発布の法令 006 の 32 条の末尾の後に、次を加える。 “ガラパゴス県において永続的な事業を目的とする者の税金の申告及び納付に対しては、ガラパゴス県の

保全、理想的な開発のための特別法を適用する。

第Ⅷ編

第50 語句の説明

当法令に使用されている語句の意味は以下の通りである。

理想的開発

理想的な開発とは、大きな計画を伴う積極的な開発であり、天然資源の利用、人間の可能性、住民の意識向上と参加のあり方、科学的、技術的開発へのアプローチ、新たな運営計画の確立、経済面、環境面に大きな影響をもつ住民の位置付け等が、現在望まれている基本的ニーズを満たし、又一方、社会経済的な開発と将来の生活の質的向上に関わる基本的な生態系を保持することである。

ガラパゴス県における理想的な開発に特に要求されるのは以下の3点である。

第50 生物の多様性の維持

第51 進化の過程の維持

第52 外来種の導入又は敷衍を直接的、間接的に助長するような危険性の回避

導入種の全体的管理

導入種の全体的管理のための活動は以下の通りである。

第50 ガラパゴス在来以外のいかなる品種、動植物の遺伝的変種、微生物もその侵入を予防する。但し、当法令に基いて特別に許可を受けた物については例外とする。

第51 これらの品種、その変種の諸島への敷衍を予防する。但し、当法令に基いて許可を受けた物については例外とする。

第52 諸島内において、ガラパゴス県在来の品種及びその個々の遺伝的変種の生態系に対する人的干渉を予防する。

第53 ガラパゴス県への新たな導入及び既に導入された品種の新たな地域への敷衍を調査し、根絶する。

第54 外部の品種の所有、栽培、育成、開放を予防する。但し、法令に基いて許可を受けた物は例外とする。

第55 法令に基いて許可を受けたもの以外の既に導入されている品種を根絶する。

第56 ガラパゴス県内の住民に対して、管理活動へ参加できるよう教育、指導を行う。

前述した制約は、生物全体、及び鶏卵、種子、培養、採掘、織物、更にあらゆる種類の生き
ている標本等の全ての物に適用される。

生物の多様性

生態学的多様性及び亜流種、種族、異なる場所に居住する住民等の様々な形態を含む在来の土着種の多様性、更に遺伝によって生じる多様性等を意味する。

適応活動

適応活動は、予測できなかった状況や情報に対応する他、監視システムを作り又その結果によって活動に対応させる基準や条件を明確にするための計画に基いて実施される。

共同活動

“共同活動”は、保護地域に関係する一部もしくは全ての者が活動に実質的に参加することである。特にこの共同活動においては、保護地域の管轄権を持つ機関が、主にその地域の住民やそこに生計の基盤を置いているもの等、実質的な関係者との協力体制を構築し、その地域での活動、権利、責任等を明確にする。

保護地域での共同活動は、役割、活動、権利、責任の分担をはっきりさせるために、保護されている資源の場所や形態の管理に携わる関係者間に連帯意識を持たせるという意味合いがある。関係者には、主に管理担当機関、住民及び資源を利用する事業経営者も含まれる。更に、非政府機関、地方の管理機関、従来から活動している機関、調査機関、企業その他も含む。

予防措置

予防措置は、技術的な情報が不十分であったり、技術面の分析結果に疑問が残るような状況の中で、決定もしくは選択が必要となる場合に適用される。そのような場合は、生態系にとり、直接、間接的に害を及ぼす危険性を最小限に留める措置の決定が必要とされる。

環境監査

環境監査とは、法令の項目中に明示されている環境保護に必要な情報を入手し、必要な修正策を施すために、決定された計画の独自の効果と経過の検証においての細部にわたる分析をする活動である。監査報告書は法令化され、違反のあった場合は管理上、又は刑事罰を受ける。

ガラパゴス

ガラパゴス県において本法令が適用されるのは、ガラパゴス県、ガラパゴス海洋保護地域、当法令で制定した海洋特別保護地域、陸上部分、海底部分である。

第X編

通常法令及び臨時法令

第1章 通常法令

第一、当法令の対象である INGALA は、1980年2月21日の登録131号に発布の、1980年2月7日の法令により発生した資源の権利と事業遂行の義務を含む権利と義務を継承、代行する。

第二、全ての利益活動の実施の為に、個人及び法人は居住地の関係社会団体、共同体、協議会、組合又はその他の、地方あるいは県の組織に所属するものとする。

第三. 当法令で定められた活動計画の実施は、共同計画の内容に沿って行う。

第四. ガラパゴス県における教育の全面的な改革資金は、以下の財源で賄う。

1. 国家予算からの資金
2. 地方自治体もしくは INGALA からの資金
3. 国家教育改革からの資金

第五. ガラパゴス県における登録の手続き、昇進や資格の講習、同様に DIGMER に与える交通の許可等は、ガラパゴス県の港湾自治区を通して実施する。

第六. 金融財務省は、INEFAN に対して年毎に、特に国の保護地域における国家資源の管理運営に関係する機関の事業活動に必要な資金を支出する。

第七. 永住及び一時的な居住民に対して、陸上、海上の通行料は、ガラパゴス県と、キト、グアジャキル両市間の全路線、及びガラパゴスへの往來のための陸上、海上の既存の路線と将来設置される路線においては 50% の割引を適用する。又、ガラパゴス県内の島間の陸上、海上通行料も同様である。更に、ガラパゴス県の住民は、当法令の一般規則に定められた物資の海上運搬の通行料に関しては、30% の割引を受けることができる。

第八. 公共機関の給料体系の実現化

1. 労働法、公共事業管理法、教職及び教職員法、その他ガラパゴス県内の FF.AA. の公職員、裁判所の職員、退職者に関する条例の適用を受けるすべての職員、従業員に対して、最低賃金、又は段階に応じた基本賃金に 75% の上乗せをする。ガラパゴス県における現行の最低賃金及び基本賃金は、各部門において、本国の最低賃金又は基本賃金を 75% 増額した金額に設定する。その結果を算出し、補正額として支払う。ボーナスについても次項の内容も含み同様とする。
2. ガラパゴス県において、あらゆる公共施設に関係する仕事の従事者は誰でも、ガラパゴス県における公共事業の最低賃金又は基本賃金と同額のボーナスが毎月段階に応じて支給される。
IESS. に対してのこの算出と支給の実施については、75% の増額は考えられないであろう。

第九. 民間部門についての給与体系の実現化

ガラパゴス県内で事業に携わっている民間の従業員に対する報奨金については、最低賃金又は基本賃金の 75% が段階に応じて増額となっている。その合計金額がガラパゴスでの最低賃金又は基本賃金となっている。それを基に、条例に従って補足される報奨金が算出される。
IESS. に対してのこの算出と支給の実施については、75% の増額は考えられないであろう。

第十. 当法令に定められた、労働による利益及び権利は、当法令の最終部において抹消された項目には適用にされない。それらは、当法令の該当項目に適用される。

第十の 1 保護地域の管理及び調査、防疫システムに必要な要件に対応するために、当法令に沿って作られた機能を発揮できる体制が、この活動に必要な人材の確保に向けて整備されている。又、財務省が必要な資金を支出することになっている。

第十の 2 居住していない原住民又はガラパゴスに住所を持たない住民でも、定住権を取得し、INGALA が効果を見込んで制定する特例に従って参入すれば何時でも当地に投資することができる。

第2章 臨時法令

第一. 当法令適用に関わる一般条例の発布から 90 日の間に、住宅管理査問委員会は、再評価を目的として、ガラパゴス県内の住民の住宅状況の見直しに取り掛かからなければならない。この期限をもって、1992 年 5 月 4 日の登録 927 号に発布の法令 151 により与えられた権限は失効するものとする。

第二. 当法令の発布から 90 日の間に、エクアドル自然環境地域森林機構-INEFAN- は、観光省と連携し、大統領による公布を実現すべく自然保護地域の観光特別条例を作成しなければならない。

第三. 当法令の発布の日迄に許可、免許及び操業権を受けた観光船の操業者は、それぞれの権利の更新に際して、自然保護地域の観光特別条例の手続き、内容、条項に従わなければならない。更新の手続きに当たっては、権利の追加についても考慮される。

前項の更新をするに当たって、ガラパゴスにおいて実際に操業する際の受持ち範囲の拡大又は乗船客の収容能力の変更は認められない。但し、当地に定住している業者については乗客 16 人を限度として例外的に認める。

第四. 観光開発特別法の中の臨時法令における例外として、入り江での定住者向けのダイビングやスポーツフィッシング等の観光事業に対する割当て、免許、許可、及びイサベラ島の定住者向けの遊覧船など通常の観光事業に対する割当て、免許、許可は、自然保護地域の観光特別条例及び活動計画に準じて、INEFAN 委員会の定める範囲内で与えられる。この範囲の限度期間は、観光開発特別法に沿って 8 年間とする。

ガラパゴス県において、イサベラ島での新しいホテルの建築は例外として認められる。同島での新しいホテルの建築は、条例に沿って当局の認可を受け、又活動計画に従わなければならない。

第五. 個人規模の漁業権の新たな登録は、組合に正規に登録している直系の家族が継承する場合を除いて、有効期間を 5 年とし、ガラパゴス海洋保護管理当局の定める特別条項に従うものとする。

第六. ガラパゴス県における海洋保護管理新計画が成立するまでは、水産事業の認められる範囲は、1992 年 8 月 6 日の登録 994 号に発布の、政令 3576 号に制定された海洋保護管理計画が定める地域とする。管理新計画は、当法令の発布の日から最大 12 ヶ月の間に制定、公布するものとする。

最終項.-当法令は正式登録が成立した時点から有効となる。

サン・フランシスコ デ キト市、エクアドル国会立法委員会総会議場にて、1998 年 3 月 5 日成立。

署名) 国会議長、ハインツ・ムラー・フライレ博士

署名) 国会書記長、ハイメ・ダビラ・デ・ラ・ロサ博士

国会

この写しは本会事務局に保管の原本と同一であることを証明する。

1998 年 3 月 11 日、09 時 05 分

署名) 書記長

1069 号

ファビアン・アラルコン・リベラ

共和国大統領代行

以下を通達する。

1997年3月27日の登録32号に発布の、同年同月21日の政令168によって、海洋政策法の適用を促す基準となる海洋事業条例が公布された。

その条例のXIV章には、砂浜及び入り江の地域における永続的もしくは一時的な認可のための必要条件及びその手続きについて明示されている。

海洋事業条例に謳われている砂浜及び入り江地域の認可のための項目及び市民法、海洋政策法並びに国近代化法の項目を、法的に内容の相違が生じない様調和を図って適応することが必要である。

国内の主たる政策目標の一つとして、経済社会発展政策の推進、更に、エクアドル国民を豊かにし発展せしめる生産事業に対する援助も国としての役目である。同時に、各法令の中に明確な基準と主要生産部門の安定を図るような項目を織り込んで、法的な面でも主導権を与えられるようにしなければならない。

全ての生産事業の発展の為には、経済的刺激及び保証物件の大部分を占める、生産事業に必要な固定資産に見合った融資の導入等が必要である。

法的権限の行使については、憲法がこれを行う。

以下公布する。

第10条. 海洋事業条例を以下の通り変更する。

第50 XIV章の全ての条項において、“占有”の語句を“認可”に置き換える。

第51 144条の最後の文を削除する。

第52 145条:

“145条.-前条における項目は、a)の部分を除いて、海運、沿岸局あるいは港湾自治区が、認可を受けたものに対して15日以内に申請証明書類の提出を求める。この期限後、上記の機関が認可の可否を決定する。

認可が否決された場合は、当人は必ず60日以内に当該地域を明け渡さなければならない。期限

切れによる立ち退きの罰則に基き、認可料は返還しない。”

第20条. 当政令の執行については、正式登録をもって有効となり、国防省の管轄になる。

1998年2月2日、キト、国会議事堂において成立。

署名) ファビアン・アラルコン・リベラ、共和国大統領代行

署名) ラミロ E・リカウルテ Y少将、国防相

原本の写しであることを証明する。

署名)ウイルソン・メリノ M博士、行政書記長。

1212号

ファビアン・アラルコン・リベラ

共和国大統領代行

以下を通達する。

アンデス振興公団、CAFは、政府の要求に対して、実施機関となるグアジャス川流域開発、CEDEGEに関わる研究委員会が担当する“サンタ・エレナ半島における上下水道システム”計画の一部への資金

投入の為に、国への融資を実施する旨の決定をした。

この目的の達成の為に、アンデス振興公団、CAF は、エクアドル共和国に対して、この融資の実施をもって資金援助の提供とした。

1995 年 9 月 26 日の登録 789 号に発布の政令 3076 における項目に従い、1998 年 1 月 7 日にもたれた会議において、債務取扱協会は、この借入手続きの継続を決定した。

国会議員会及び金融委員会は、1998 年 1 月 16 日、28 日の公文書 8307 号及び JM-0150-98 98 00457 に則り、アンデス振興公団、CAF とエクアドル共和国間で提携される貸借契約の計画について好意的な同意を見た。

金融財務大臣は、1998 年 2 月 13 日、貸借に関するそれぞれの契約を成立させる決議文 STCP-98-037 号を発布した。

権限の行使に当たっては、共和国憲法 103 条 g)項及び、金融運営管理法 127 を適用する。

公布

第 1 条.- 債権者であるエクアドル共和国が個人又は団体の名義でおこなう、債権者であるアンデス振興財団に対しての、41,200,000 米ドルまでの借入れ申し込みについては、金融財務大臣が許可の権限をもつ。この資金は、実施機関となるグアジャス川流域開発、CEDEGE に関わる研究委員会が担当する“サンタ・エレーナ半島における上下水道の開発”計画の一部の資金となる。

第 2 条.- 前項に明示した貸借における語句の説明、及び条件は以下の通りである。

債権者： アンデス振興財団、CAF。

債務者： エクアドル共和国。

事業機関： グアジャス側流域開発研究委員会。

総額： 41,200,000 米ドルまで。

期間及び据置き： 据置き 2 年を含んで 10 年。

利率： 年率 2.1%。

延滞利息： 年率 2%の上乗せ。

手数料その他： 契約手数料：借入れ残高に対して、年 0.75%。

融資手数料：契約及び最初の返済時のみで、借入れ総額の 1%。

返済： 半年毎の 15 回で、各返済期限時に利息を支払う。一回目は契約成立の日から 36 ヶ月後に支払う。

第 3 条.- 当政令が認可した貸借契約に関わる返済、利息、その他の費用については、中央政府予算、国債で賄う。そのために金融財務省はエクアドル中央銀行と信託契約を結び、それにより、一時的な支払い及び契約にある国庫独自会計に関わる支払いに必要な金額を明確にし、契約書を取り交わす。

第 4 条.- 当政令の執行については、正式登録における発布時から有効となり、金融財務省の管轄となる。

キト、国会議事堂において、1998 年 3 月 12 日成立。

署名) ファビアン・アラルコン・リベラ、共和国大統領代行。

署名) マルコ A・フローレス T、金融財務大臣。

原本の写しであることを証明する。

署名)ウイルソン・メリノ M博士、行政書記長。

1213号

ファビアン・アラルコン・リベラ

共和国大統領代行

以下を通達する。

憲法及び他の法令の施行

公布

第1条.- 1998年2月25日の登録263号に発布の、同年同月18日の政令1140を抹消する。

第2条.- 本政令は正式登録をもって有効となる。又、その行使については、保健大臣及び通信大臣の管轄となる。

キト、国会議事堂において、1998年3月13日成立。

署名)ファビアン・アラルコン・リベラ、共和国大統領代行。

署名)アスドゥルバル・デ・ラ・トーレ、保健大臣。

署名)ペドロ・サー・エレリア、通信大臣。

原本の写しであることを証明する。

署名)ウイルソン・メリノ M博士、行政書記長。

567/98

海上及び沿岸地域管理局

以下を制定する。

グアジャキル-ドゥラン路線の通行料は、1997年8月14日の登録130号に発布の、1997年7月23日決議510/97号、の適用を受ける。又、国の経済状況に変化によって生じる、海上、河川の運行コストにより変更もあり得る。

海上、河川運行基準法70条、k)及びl)項を適用。

制定。

第10条 グアジャキル-ドゥラン路線の、旅客ランチの運賃を以下のとおりに設定する。

旅客	料金
a) 大人	1000 スクレ
b) 学生、14才以下、老人	500
6才以下の子供	無料

第20条 当運賃で、旅客1人につき、25ポンド迄の荷物を携行できる。

第30条 運行業者、船主は、当制定の全部の写しを見えるところに掲示しておかなければならない。

第31条 旅客、荷物の運搬において、いかなる差別も禁止する。

第50条 グアジャキル港湾局長は、当制定の遵守を義務付けられる。又、公式登録とは別に、当日付より有効となる。

第60条 1997年7月23日の、決議510/97号を抹消する。

グアジャキル、海上及び沿岸地域管理局において、1998年2月17日成立。

署名)マリオ・ピント・リカウルテ海軍少将、海運局長。

078号

ミルトン・アラバ・オルマサ博士。

検事総長

以下を通達する。

1997年10月15日の登録173号に発布の条例25によって、1990年9月17日の登録523号に発布の麻薬取締法を改訂した。

改訂された法によって、麻薬取引の管理に関する権限は検事総長に委ねられる。執行に当たっては、検事は行政に対して特別許可を申請する。

1997年9月5日の登録146号に発布の、1997年8月25日の決議006号によって、検事総長の権限に関する新法令が公布された。
憲法に基く行使に当たり、
以下を制定する。

検事総長の権限に関する新法令に、以下の改訂を施す。

第1条-

4条を次のようにする。“執行の基準は、援助管理局、麻薬取引管理局及び社会連絡管理局に従う。”

第2条- Ⅲ章“執行の基準”の第一項目の23条の後に、第二項目として以下の文を付加する。

「第2部」

国家麻薬取引監視局

第 条—国家麻薬取引監視局は、以下の部により構成されるものとする。

- a) 諸機関相互調整部
- b) 司法監視部ならびに
- c) 情報登録部

第 条—国家麻薬取引監視局の任務は、以下の通りである。

- 1.—国家総合検察庁、Consep、警察、ならびに「麻薬および向精神性物質に関する法令」およびその諸規則の適用を管轄するその他の機関または付属機関の間の調整業務を実施すること。
- 2.—政府ならびに麻薬取引撲滅活動に関与する国際機関との間で、調整業務を実施すること。
- 3.—国家総合検察庁、公共省、Consep あるいは同法令に関連するその他の国家機関または付属機関が実施する司法行為あるいは行政行為について、その実施状況を追跡、監視すること。
- 4.—Consep が担当している動産あるいは不動産、有価証券等の差し押さえ、押収、売却に関して、また Consep が司法介入あるいは行政介入すべき動産あるいは不動産に関して、検察官に報告するために報告書を作成し、公表すること。
- 5.—Consep との関係性において、「麻薬性・向精神性物質に関する法令」、その諸規則ならびに検察

官の決定により割り当てられた任務を履行するために、Consep の行政機能と関係する各種の措置あるいは行為について検察官に提案すること。

6. 検察官の参照となるように、麻薬、向精神性物質、前駆症状喚起剤ならびにその他の特定の化学製品に対する規制、麻薬中毒からの更生、予防、リハビリならびに「麻薬性・向精神性物質に関する法令」に関連する各種の側面を調整するという検察官の任務に関連する規制プロジェクトを策定すること。

7. 国際的合意あるいは協定の草案を策定し、国家総合検察庁、その他の類似機関あるいは政府機関の承認を受け、またその実施に際して、特に特定の措置を導入する必要がある場合に、検察官に対して、エクアドルが締結する合意あるいは協定について情報を発信すること。

8. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」に規定されている違反行為に関する裁判の状況を注視し、当該裁判において、国の支援を実行するため、国家総合検察官の代理として行動し、司法が起訴された人々を適正かつ厳格に裁くという機能を果たすために必要な各種の行為を検察官に対して提案すること。

9. 国家総合検察官が、その権限の範囲内において国家麻薬取引監視局に割り当てるその他の任務を果たすこと。

第 条— 諸機関相互調整部の任務は、以下の通りである。

1. 検察庁、Consep および国家警察の間で麻薬撲滅運動に関する調整を行うこと。特に前駆症状喚起剤ならびにその他特定の化学製品の規制、麻薬中毒からの更生、麻薬取引撲滅行動ならびに「麻薬性・向精神性物質に関する法令」に規定されている違反行為の責任者に対する裁判に関する分野において、麻薬撲滅運動に関して諸機関の調整を行うこと。

2. 必要に応じて、国防省ならびに軍の3つの下部組織との間で当該調整業務を実施すること。

3. 麻薬取引撲滅運動を担当している国際機関と、国家総合検察庁ならびに Consep との関係进行调整すること。

4. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」の適用に際して国家警察との間で必要となる調整に関して、国家総合検察官に対してあらゆる側面で助言を行うこと。さらに

5. 国家総合検察官が、その権限の範囲内において国家麻薬取引監視局に割り当てるその他の任務を果たすこと。

第 条— 調整官の任務は、国家警察の現役上級士官によって履行されるものとし、当該機関すなわち国家警察の司令長官が任命するものとする。

調整官は、組織上は国家総合検察官ならびに国家麻薬取引監視局長の配下に置かれるものとする。

第 条— 司法監視部の任務は、以下の通りである。

1. 「麻薬性および向精神性物質に関する法令」（訳注：他の箇所と法令の表記が若干異なるが、そのまま訳した）に基づいて、国家総合検察官が担当する司法通知、決定ならびに裁定を受領すること。
2. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」に伴って必要となる行政措置ならびに司法措置の導入を提案し、それに関する書類を作成すること。
3. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」によって割り当てられた任務を履行するため、規制案を策定し、国家総合検察官の署名を受けること。
4. 麻薬密売人から差し押さえあるいは押取され、売却すべき動産あるいは不動産に関して、検察官が発表すべき報告書の草案を作成すること。
5. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」およびその諸規則、ならびにこの問題に関して検察官が行った決定の適用状況を監視し、それらの目的を達成するために必要な各種の措置を提案すること。
6. Consep 幹部会の議事録を検証し、それに関してコメントならびに提案を行うこと。
7. 当該問題に関する法令が麻薬および向精神性物質の服用者に認めた特別待遇を、行政、警察および司法当局がそれらの人々に対して付与できるよう監視を行うこと。さらに、8. 国家麻薬取引監視局長が割り当てるその他の任務を果たすこと。

第 条—情報登録部の任務は以下の通りである。

1. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」の適用に関係する国際的協定あるいは合意を記録し、保管すること。
2. 上記協定等について分析を行い、それらの履行に対応するための措置を提案すること。
3. 国際的協定あるいは合意文書の草案あるいは国家総合検察庁が麻薬撲滅運動に関する国際会議で発表すべき報告書の草案を作成すること。
4. 「麻薬性・向精神性物質に関する法令」で規定された事項に関する国家総合検察庁、Consep、国家警察ならびにその他の国家機関の任務について、法制度を比較し、記録ならびに保管を行うこと。
5. 国内全域で行われた麻薬取引裁判について、常に最新の記録を保管すること。
6. 国家総合検察庁広報局を通じて、麻薬撲滅運動に関する情報、あるいは当該テーマに関連して公的または社会的に有益なその他の側面に関する情報を収集し、それらを広めること。
7. 国家麻薬取引監視局長が割り当てるその他の任務を果たすこと。

第 3 条—「組織・職務規則」の現行の第 2 部は、今後は第 3 部となるものとする。

第 4 条—麻薬取引撲滅運動の調整は、今後は、国家総合検察官の直接の管轄から外れるものとする。さらに国家総合検察庁の「組織・職務規則」第 8 条ならびに第 9 条は廃止されるものとする。

第 5 条—「麻薬性・向精神性物質に関する法令」に関するあらゆる案件において国家ならびにその他の関連機関の法的弁護を行うことを、国家支援局の任務から削除するものとする。

第 6 条—第 44 条は以下の通り規定している。

「『民事業務・行政職に関する法令』第 99 条の適用に際して、辞令により業務提供を行う国家総合検察庁の公務員は、就任から 6 か月が経過した後、その地位にとどまることを保証されるものとする。この保証に関して、副検察官、局長ならびに当該機関（国家総合検察庁）の地方代表は例外とする。この 6 か月間の算定に際しては、公務員が暫定的辞令により当該機関に配属された期間を含めるものとする。上記期間が経過すると、当該辞令は自動的に確定的辞令となるものとする。

第 7 条—本決定の履行については、国家総合検察庁の人事部が管轄するものとする。

暫定規定—本決定に基づいて麻薬取引監視局内に創設された各部は、検察官が必要と判断する場合には、部内に課を設置するものとする。

第 8 条—本決定は官報（公式記録）での公示に関係なく、本日付で発効するものとする。

1997 年 12 月 17 日、キトにて作成。

署名) 国家総合検察官ミルトン・アラバ・オルマサ (博士)

本複写は、本検察庁の文書保管所に保管されている原本と同一であり、また必要な場合には、私は検察庁に判断を委ねるものである。私は以上が真実に相違ないことを証明する。

署名) 国家総合検察庁管理局長ジェニー・ベエレス・ボンセ

第 SB-INS-98-068 号

全国保険監督部部長であるアレハンドロ・マルドナード・ガルシアは、

以下の通り判断する。

1998 年 8 月 25 日に開催された通常株主総会によってしかるべく許可を与えられた Bolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社の総支配人である弁護士のレオニーダス・オルテガ・アマドールは、1998 年 1 月 30 日、にグアヤキル郡第 21 公証人である弁護士マルコス・ディアス・カスケテに対して、会社資本金の増額ならびに定款の変更に関する公正証書の作成を依頼した。

認証を受けるため、上記公正証書の主たる証拠書類 3 件が公正証書作成依頼書と共に本全国保険監督部に対して提出された。当該証拠書類は適法でありしかるべき書式に基づくものであった。

本銀行統括監督局の全国保険会社監督部は、当該手続きが好ましいものである旨の見解を事前に発表した。

上記全国保険監督部部長は以上の判断に基づき、銀行統括監督局局長により委託された権限の行使に際して、1997年7月9日付決定第97-3350-ADM号を通じて、以下の通り決定するものとする。

第1条—Bolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社の会社資本金の増額、すなわち34億8,500万スクレの増額を承認すること。これにより同社の資本金は42億8,502万スクレとなり、その内訳は普通株3,485万200株ならびに記名株1,000株である。

第2条—1998年1月30日付の公正証書に基づいて、Bolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社の会社定款の変更を承認すること。

第3条—グアヤキル郡第21公証人に対して、Bolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社の会社資本金の増額ならびに会社定款の変更に関する1998年1月30日付の公正証書の欄外に、同公正証書が本決定によって承認された旨を記入するよう命じること。

第4条—グアヤキル郡第4公証人に対して、1957年7月9日付で作成されたBolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社の設立に関する公正証書の欄外に、1998年1月30日にグアヤキル郡第21公証人に作成を依頼した公正証書に基づいて、同社が会社資本金を増額し、会社定款を変更した旨を記入するよう命じること。

第5条—グアヤキル郡の商業登記官に対して、「保険会社一般法」第8条の規定に基づいて、会社資本金の増額ならびに会社定款の変更に関する公正証書ならびに本決定を登録し、また「登記法」に基づいて、本件とは別件の資本金増額、会社定款の変更ならびに編纂に関する登録の欄外に、参照用の注を記入するよう命じること。

第6条—グアヤキル市の主要日刊紙1紙の紙上において、本決定を1回だけ公示するよう規定すること。その際には、銀行統括監督局が作成する、会社資本金の増額ならびに会社定款の変更に関する公正証書の抜粋も共に掲載するものとする。

第7条—上記条項の規定が履行された後、変更後の公正証書の写し2部を本全国保険監督部に送付するよう規定すること。

第8条—Bolivar Compania de Seguros del Ecuador 株式会社が、同社の株主ならびに公衆への配布用としてしかるべく編纂された会社定款を公表するよう規定すること。

本決定を通達し、官報（公式記録）において公告するものとする。1998年3月2日キトにて銀行統括監督局において作成。

署名) 全国保険監督部部長アレハンドロ・マルドナード・ガルシア（工学士）

上記全国保険監督部部長アレハンドロ・マルドナード・ガルシア（工学士）氏が1998年3月2日にキトにて決裁し、署名を行った。以上が真実であることを証明する。

署名) 銀行統括監督局事務局長カミーロ・バルディビエソ・クエバ

銀行統括監督局

本書が原本の忠実な写しであることを証明する。

署名) 書記官代理パブロ・コボ・ルナ（学士）（訳注：Lcdo.はLicenciadoの略と判断した）

1998年3月4日

サン・ホセ・デ・チンボ市議会は
以下の通り判断する。

すなわち市および市の教区内のすべての大通り、通り、路地等に名称および特定の呼称を付ける必要があると判断する。命名に際しては、歴史上の人物ならびに文化、社会、スポーツ、宗教および経済の分野において地域の発展に寄与した人物の名を優先的に選択するものとする。

地方自治体法により付与される権限の行使に伴い、

サン・ホセ・デ・チンボ市議会は、以下の命令を発するものとする。

「サン・セバスティアン教区の1本の通りをエルクラーノ・ドミンゲス・カルバハル教授通りと命名する旨の命令」

第1条—ボリーバル県チンボ市サン・セバスティアン教区生まれの著名な人物であるエルクラーノ・ドミンゲス・カルバハル教授は、その豊かな知識によって当該教区の発展さらにはボリーバル県の発展に大いなる貢献を行った。

第2条—エルクラーノ・ドミンゲス・カルバハル教授がサン・セバスティアン教区ならびにボリーバル県の発展のために尽くした功績に鑑み、サン・セバスティアン教区の1本の通りをエルクラーノ・ドミンゲス・カルバハル教授通りと命名する旨を決定する。

第3条—本命令は官報（公式記録）での公示日以降、発効するものとする。

1997年12月30日ならびに1998年1月8日にサン・ホセ・デ・チンボ市議会会議場において作成。

署名) 副市長ルイス・デル・ポソ

署名) 市書記パトリシア・ベロス・アクーリオ

以下の通り証明する：上記命令が1997年12月30日ならびに1998年1月8日にサン・ホセ・デ・チンボ市議会によって承認されたことをここに証明する。

署名) 市書記パトリシア・ベロス・アクーリオ

法定手続きに基づいて本命令を実施し、官報（公式記録）において公示するものとし、しかるべき目的に供するよう本命令を関連機関に送付するものとする。

署名) チンボ市長ウゴ・ララ・オラリヤ（学士）

1998年1月15日にサン・ホセ・デ・チンボ市長ウゴ・ララ・オラリヤ（学士）氏が決裁し、署名を行った。

サン・ホセ・デ・チンボ市議会は、
以下の通り判断する。

都市の発展ならびに開発のためには、市の物質的発展を可能にする規則、つまり都市計画法を制定する必要があること。

地方自治体法はその第12条第2項において、地方自治体の主たる目的の1つは、市の物質的発展を目指す計画を策定し、それを推進することにあると規定していること。

第64条3項第3項、第4項および第5項は、地方自治体の諸目的を達成するために市議会が行うべき行為として、特に市の物質的発展および都市整備を推進する義務、市の物質的発展を規制する計画および都市部の発展を規制する計画を承認する義務、ならびに市内の土地利用を管理する義務を定めていること。

規制が一切存在せず、また関連法において共同所有権と呼ばれる所有権の導入を可能にする各種の許可の実施を認めるような規則が存在しないこと。

法により付与される権限の行使に伴って、

サン・ホセ・デ・チンボ市議会は、以下の命令を発するものとする。

「共同所有権制度に基づく不動産の設置に関する命令」

第1条—複数の住居、事務所および店舗あるいはその他の資産をその中に含む建物は、共同所有権制度の対象となり得るものとする。それらの住居等は、共同所有権制度に基づき独立した空間であり、したがって個別に譲渡が可能である。

第2条—共同所有権制度に基づくすべての建物は、上・下水道、電力網ならびに電話網に関して、関連機関が発するあるいはこれまでに発した諸規則ならびに諸規定を遵守し、また地方自治体の許可取得の前提条件として、それらの機関の承認を得るものとする。

第3条—チンボ市は、以下の規定の遵守を義務づけるものとする。

a) 上水道設備は建物全体の共同設備とし、各戸に専用メーターを個別に備えるものとする。各戸のメ

ーターは数値の読み取りが可能な場所に設置し、共有部分には、別個の専用メーターを設置するものとする。

b) 廃水の排水設備については、各戸内に専用設備を設置し、当該設備が建物全体の排水網に接続するように設計するものとする。

c) 電気設備は建物全体の共同設備とし、各戸は、共同配電盤から供給された電力を専用メーターで測定するものとする。

d) 共有部分の照明設備には、別個の専用メーターを設置するものとする。

第4条—共有部分は、建築スペース、レクリエーション・スペース、避難場所ならびに歩行者用・自動者用通路に分類され、また共用部分は、地方自治体の技術部が各案について個別に検討を行った後にそれぞれのケースに対して命じる諸規定の対象となる。

第5条—共同所有権制度の適用について承認を得る際には、（市の組織機能の該当する役所に）以下の書類を提出しなければならない。

a) (出張所所長宛ての) 適用申請書

b) 建物の承認書類

c) 承認済み設計図一式

d) プロの建築家あるいは土木技師の署名入りの区分図。当該区分図においては、全専有部分に相当し、したがって個別化が可能な区分を明示するものとする。またそれらの区分を共用部分に割り当てることは禁じられ、その詳細を記載するのみとする。

e) 不動産登記所にしかるべく登記された不動産取得証書（公正証書）の認証済み写し。

署名) 不動産登記所発行の納税証明書。

g) 前年の固定資産税の支払いを証明するもの。

第6条—申請手続きにおいて、（該当する）局は地方自治体の住民代表に対して、共同所有権の適用申請の承認あるいは却下に関する専門的報告を書面により行うものとし、それに伴って、共同所有権適用申請書に記載された区分領域のすべての譲渡を公正証書に記載することが、公証人に対して許可されることとなる。

第7条—所有者は、共同所有権適用申請の承認に要する行政費用（支出）の代価として、一定の手数料を支払うものとする。当該手数料は本命令に基づいて創設され、その金額は当該建物価格の千分の1に相当する金額とする。

第8条—その他については、法令ならびに共同所有権規則の諸規定に定めるものとする。

本命令は、1997年11月28日ならびに同年12月4日にサン・ホセ・デ・チンボ市議会会議場におい

て作成され、承認された。

署名) 副市長ルイス・デル・ポソ

署名) 市書記パトリシア・ベロス・アクーリオ

以下の通り証明する：上記命令が 1997 年 11 月 28 日ならびに同年 12 月 4 日にサン・ホセ・デ・チンボ市議会会議場において承認されたことをここに証明する。

署名) 市書記パトリシア・ベロス・アクーリオ

本命令を実施し、財務大臣の報告書に先立ち、官報（公式記録）において公示するものとする。

署名) チンボ市長ウゴ・ララ・オラリャ（学士）